

診療・検査医療機関確保事業について

令和5年6月5日

地域医療連携課

1 目的

感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、診療・検査医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行う。

2 補助対象事業者及び補助条件

令和5年3月10日以降新たに指定された診療・検査医療機関で、少なくとも令和5年度中は診療・検査医療機関の対応を行う保険医療機関

※令和5年3月10日より前に帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関又は発熱外来認定医療機関の指定(認定)を受けた医療機関を除く

※令和6年3月31日まで、診療・検査医療機関の指定が継続することが必要です。廃止・取消しがされた場合、補助金をお支払いできません。既に補助金を受領済の場合は、補助金の返還が必要となります。

(診療・検査医療機関の新規指定は下記HPをご参照ください。)

<https://www.pref.nara.jp/55615.htm>

3 対象となる経費と設備

- ・診療・検査医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備に係る費用
- ・令和5年4月1日以降に生じた経費であり、9月30日までに納品、改修等が完了するものに限りです。

(対象経費の例)

(ア)患者案内のための看板設置料

(イ)ホームページ上に診療・検査医療機関であることを明記するための改修費

(ウ)換気設備設置のための軽微な改修等の改善費

(エ)医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費

(オ)非接触サーモグラフィーカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費

※初度設備整備にかかる費用ですので、1回の診療で機能を失う消耗品費(PPEや文房具など)については、補助対象外となります。

4 補助金の額

1施設当たり上限50万円

5 補助金交付までの流れと申請書類

主体	内容	提出書類	申請期限
① 医療機関	県へ交付申請書の提出	(申請様式EXCELシートに入力) ・交付申請書(第1号様式) ・所要額調書(別紙9-1) ・事業計画書(別紙9-2) ・歳入歳出予算書抄本 ・購入予定物品一覧 ・補助条件確認書 (上記と別に添付が必要な書類) ・見積書の写し等	令和5年9月30日(厳守)
② 県庁	県より医療機関へ交付決定通知書を送付		
③ 医療機関	事業完了後、県へ実績報告書の提出	(申請様式EXCELシートに入力) ・実績報告書(第5号様式) ・所要額精算書(別紙9-3) ・実績報告書(別紙9-4) ・歳入歳出決算書抄本 ・購入物品一覧 ・補助条件確認書 (上記と別に添付が必要な書類) ・納品書等(内訳及び金額がわかるもの) ・設備整備後の写真	事業完了後30日以内又は10月31日までのいずれか早い日 (例:令和5年8月7日に事業完了の場合は9月6日)
④ 県庁	県より補助金交付額確定通知を送付		
⑤ 医療機関	県へ請求書の提出	(申請様式EXCELシートに入力) ・補助金交付請求書(第6号様式) (上記と別に添付が必要な書類) ・金融機関等振込先通帳の写し	補助金交付額確定通知の受領後速やかに
⑥ 県庁	補助金の交付		

※交付決定後に①補助事業の内容に著しい変更がある場合、②補助対象経費に30%を超える変更がある場合は、実績報告書提出の前に変更承認申請書(第2号様式)を関係書類とともに県へ提出

し、承認を受ける必要があります。

※また、事業を中止する場合は、中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を提出してください。

※補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。(第7号様式)

※補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を県に返還することになります。

6 申請方法

奈良県電子自治体共同運営システム電子サービス(e-古都なら)により申請をお願いします。

URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31823

7 その他

補助事業の実施により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできませんので、ご注意ください。

また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。

8 問い合わせ先

(お問い合わせの前に、申請にあたっての注意事項・Q&Aをご確認ください。)

奈良県地域医療連携課新型コロナ医療対策係 TEL:0742-27-8801

令和5年6月5日作成